

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷四十二第

行發日一月五年二和昭

## 論叢

分配論の性質……………九州帝國大學教授 文學博士 高田 保馬

中世の港……………教授 文學博士 三浦 周行

勤勉獎勵目的の課税……………教授 法學博士 神戶 正雄

純粹國家……………助教 法學士 作田 莊一

## 說苑

ロッシヤーとハーゲル哲學……………講師 文學博士 米田庄太郎

ブルゲン氏の諸社會主義評論……………教授 法學博士 田鳥 錦治

琉球最後の王朝とヘルリ提督……………教授 法學博士 山本美越乃

## 雜錄

指數の形式と指數の目的……………助教 經濟學士 蜷川 虎三

比較性なき統計的計數……………經濟學士 菊田 太郎

## 法令

銀行法・震災手形損失補償公債法・震災手形善後處理法・兌換銀行券整理法・公益質屋法・海外移住組合法・輸出組織物取締法

## 中世の港

## 三 浦周行

## 一 關稅の寄附

我國の港灣は中世に入つて交通運輸の聞け行くと共に、概して益順調の發達を遂げた。殊に其中期以後支那との國交が開始され、更に末期に及んで西歐諸國人との貿易も盛んになつてからはそれに刺激されて、從來發達の道程にあつたものゝ一層多く利用されて殷賑を加へた外に、新たな港灣も亦到る處に擡頭し出した。

斯くて港が榮えて、出船入船の絶間なき繁昌を見せることになれば、關稅の收入もおのづから増加を來たすは自然の勢であるが、租稅の本質上、他の不確實な收入とは違つて、田租同様の確實性を有つものであつたから、早くも利殖の法に抜目のなき當時の寺社に着目されるようになつた。就中寺院の如きは、古來朝野の信仰が厚く、寺産も概して裕かなるに任せて、利益の増殖を圖り、一種の金融機關の作用をなし來つたものさへあるから、何條此確實な財源を見遁す筈があ

らう、其堂塔殿舎の修繕がさし迫つて居ながら、大功成就し難いといふを口實として永久に若しくは或期間内、莊園の一圓寄附を奉請したと同一の手段で、主なる港の關稅の全部若しくは一部を一定の期間寺家に付せらるべきことを申請するの風を生じた。中世の港に關する記録は殆ど此關稅の收授とそれから惹起された葛藤とを以て満たされて居る。例へば延慶元年（十二月二十七日）の伏見上皇の院宣に於て、東大寺の申請に任せて兵庫島の出入の船舶から徵收する升米を、永代東大寺八幡宮に寄附され、寺家はこれを其收入とする代りに、島の修固即ち港灣の修築は、寺家に於て行ふこととなつた（東大寺文書）。これに據ると西國より出入の船は、それが神社、佛寺、權門勢家の租稅を運送するものであらうと、上り船からは石別升米を、下船からは置石の名に於てそれ〴〵關稅を徵收することを許されたのである。所謂石別升米とは、船の積載料一石毎に一升の率を以て徵收するものである。置石とは修固料ともいはれて、石掠の置石から出でた名であるが、これも亦一石について一升の割で取る升米であつたけれども、唯上り船と下り船とに依つて、其名稱を異にしたのであつて、船舶の出帆する場合に徵收された通過稅と看做すべきであらう。此場合は港灣の修築が主たる目的であつて、顯密の御願の料所には其餘剩を充てるといふのであるから、若し餘剩がなかつた場合は、東大寺は唯兵庫港の修築に當るに止まつて、寺家としての主たる目的であつた東大寺八幡宮に關する寺用としては何者も殘らなかつたであらう。

升米の外に寄附されたものに目録もあつた。正和二年二月に、東大寺の東塔が落雷の爲めに火を失して焼亡した時に、朝廷では神崎、渡邊、及び兵庫島の三關の商船の目録の収入の二分の一を東大寺に寄附して塔婆の修理料に充てさせられたのは其一例である。此場合自餘の二分の一は既に攝津國住吉社の造營料所として寄附されて居たから、是等の三港に於ける商船の目録は、全部住吉社及び東大寺の管理に歸したのである。

## 二 關所と寺院との關係

關稅寄附の結果、關所と寺院との關係如何といへば、前記兵庫關の場合に於ては、升米寄附の院宣を發せられた院廳から其執行命令を幕府に下され、幕府は更に京都の兩六波羅に傳へ、兩六波羅からは兩人の使を兵庫に出張させて、東大寺の代表者たる雜掌を關所に置き、升米徵收の規定を定めて揭示した。これが當時使節の遵行と稱して居たものである。此一例を以ても知らるゝ如く、關稅の收入を擧げて寺に寄附された場合は、寺から雜掌を關所に置いて關所の事務一切を執行したものである。故に關所としては一日も忽せに出來ない港灣の修築に最も重きを置いて、關稅の收入は先づ其經費に充て、寺としては寧ろ主要目的であつた寺用を後にして、僅に修築費の餘剰を充ててを以て満足した譯である。

併し東大寺の寺用の爲めの升米の如く、恒久的の目的を有つて關稅の永代寄附を受けることは寧ろ特殊の場合であつて、大抵は或一時的の事業の爲めに、一定の期間、關稅の一部寄附を得るのを例としたものである。前に擧げた東大寺東塔の修理料の如きも、修理完成期間丈の寄附たる事が知れるが、試みに他の例を示すならば、延慶三年十月二十三日の伏見上皇の院宣に依つて、淀關升米收入の二分の一を、當年から十箇年を限つて、高野山大塔修營料に充てられたるが如き、又正和五年閏十月十五日の同上皇の院宣に依つて、越前國敦賀津の升米は石別一升、雜物は其百分の一を祇園社神興造替料所として、同年より六箇年間寄附されたるが如きは、皆其一例として見る事が出来る。

併し乍ら寄附を受けたものは、少しも長く其收益を續けたいことは言ふ迄もないから、種々の口實を設けて、期間の延長を求めた。前に擧げた東大寺東塔の修理料としての神崎、渡邊、兵庫三津の目錢の寄附の如きも、八年後の元亨元年に、東大寺の得るところの二分の一を割いて、同寺の東南院々家の修理費に寄せられ、更に六年後の嘉曆二年には、此三津の目錢の全部を、同年より八箇年間、又同寺大佛取拂葺料として寄附され、其四分の一を以て東南院々家の修理費に充てられた。東大寺はもと此三津の目錢の二分の一を與へられたのを、後に其二分の一を東南院の修理費に充てられたものであるから、東南院の受くるところは三津の目錢收入全體の四分の一で

あつた。故に是時三津の目録の全額が、東大寺に寄附された場合に、東南院が其四分一を受けることゝなつたのは、もとゞ通り些の變更がなかつたのである。斯様に種々の名義を用ゐ乍ら、事實延期に延期を重ねて、恒久的性質のものとするに於ては、當初制限の精神は全く没却されて、無意義になつて仕舞ふであらう。そればかりではない、寄附を受けた後は寄附の條件の如きも、動もすれば受給者の有利に解釋されて、いつしか寄附の目的其者も没却さるゝばかりに、事實上の修正が加へられたこともないではなかつた、其實例として東大寺の兵庫島升米の寄附の場合を挙げよう。

### 三 寄附條件の修正

此寄附の目的は島の修固即ち兵庫港の修築が主であつて、寺用は従であつた。これが爲めに上り船からは石別升米を徴收し、下り船からは置石の名に於て、同様升米を徴收したから、自然關所が二箇所に設けられて居つたであらう。然るに其後いつしか東大寺の雜掌が兵庫島に三箇所の關所を設け、一箇所の關では東大寺八幡宮の修造料として出入の船舶から石別一升、雜物二百文を徴收し、今一箇所の關では同社神輿の造替料として、前同様石別一升、雜物二百文を徴收し、今一箇所では當島修固料として、上り船及び下り船から四十五文を徴收することが行れた。それ

が問題となつて、最初其寄附のあつてから七年目の正和四年に、六波羅から兩使を兵庫島に出張させて調査をさせたが、當時六波羅が此兩使に與へた事書即ち命令書を見ると、第一の關に於て升米を徴することは院宣及び鎌倉の御教書、六波羅の施行狀があるから無論差支はないが、只雜物二百文を徴收することは、東大寺の關務雜掌に所見狀即ち記録の有無を尋ねて、若しそれがなければ停止せよといふのである。第二の關所は東大寺が許可を受けずして私に設けた新關である。東大寺が果して兵庫島に斯る新關を立て、居るならば、これを停止すべしといつて居る。最後に第三の關所は、商人から六波羅に向つて其違法の徵稅たることを申立て、居るものである。彼等の言ふところでは、是迄は下り船に限つて一升を取られたものであるのに、近年は上り船からも、下り船からも取り立てられるといつて居る。故に六波羅としては、これも東大寺の關務雜掌及び宮所預所地頭代等に尋問して、其調書と證據書類とを提出することを命じたのである。これに據つても知らるゝ如く、升米收入が主として修築の經費に充てらるべき寄附の目的は既に無視されて、それは單なる申譯ばかりの徵收に止まり、課稅の本體は専ら東大寺八幡宮の修造料及び神輿造替料に充てられ、殊に後者の如きは、全く當初の院宣にもなき新負擔を強ひたものである。又修築に對しても、院宣には單に下り船のみから一升を徴すること、商人の主張と相一致して居るのに、下り船のみならず、上り船から迄も、一様に四十五文を徴することは全く院宣を無

視して居るものであつた。

前に挙げた兵庫關の場合は其一例に過ぎないが、斯様な實例は他にも多々あつたこと、思はれる。然れば關稅の收入を社寺に寄附することは、港灣の發達の爲めに望まじきことであつたかなかつたかは自然に判斷さるべきであらう。即ち此種の寄附は港灣の修築等港灣それ自體をよくすることよりも、收益が目的であつた上に、一定の期限があつたから、寄附を受けた方では、此期限内に豫定の否、豫定以上の收益を舉げんとして、動もすれば苛征誅求を事とするを免れなかつた。東大寺の兵庫島の如きは、其目的を第一修固料とすることに限定されてあつたに拘らず、却て寺用を第一として、肝腎の修築を二次的に取扱つたのを見ても、他は推して知ることが出来る。

社寺自身がさうであつたから、其意を承けた關務雜掌の如きは、全く收益を舉ぐるの外、眼中何物もなかつた。一例を舉ぐれば、嘉曆年間に、播磨國福泊關の雜掌と兵庫島と葛藤を生じて互に六波羅に訴へた事件がそれである。兵庫島の關務が東大寺の管理に歸した如く、福泊のそれは、其勢力の東大寺に匹敵して居た興福寺の管理に歸して、入港の船舶から升米を徵收しつゝあつたが、商人や梶取等は故さらに其關稅を忌避せんとして、福泊に入港する代りに、兵庫島へ入港するを例とした。それらの脱稅を圖つた船舶の事を、當時逃船とか落船とかいつて居る。斯く

ては福泊の關稅の收入の成績が思はしくないから、福泊の關務雜掌は兵庫島に亂入して、そこに入港中のそれらの逃船に乘移つて、關稅の強制執行をした爲めに、兵庫島に於ては、東大寺の關務職務執行の妨害となつたのである。當時六波羅の御教書(嘉曆二年五月二十五日)に據ると、福泊關務はそれらの逃船の爲めに管に兵庫島ばかりでなく、海上に於ても、亦渡邊、神崎に於ても、其徵收を行つた様子であつて、徹底的に脱稅者を取締る爲めにしきりに活躍しつゝあつたこと、見えるが、結局福泊の升米は福泊に於て嚴密に徵收事務を取扱ふこととして、兵庫島に於ける強制執行は其中止を命ぜられた。

#### 四 關稅の存廢

斯様に港灣に直接關係なき第三者に向つて、關稅の收入を寄附した結果は、勢ひ關務は收益本位となつて、管に港灣それ自身の發達の爲めに悪影響を與へたばかりでなく、斯く到る處の港に入つて關稅を取立てられる爲めに、國衙莊園の領主は、自然其收入の減少を來し損害を被ると共に米價の昂騰を來たすことを免れなかつたであらう。殊に商品の如きは、これが爲めに價格の騰貴を來して、國民生活を脅かすことにもなつたと思はれる。故に穀物の實りがわるくて、飢饉の聲の高かつた時には、人民の愁を除く爲めに、一定の期限を附して、諸關の升米及び兵庫島の目錢

の徴收を中止させられたこともある。(後醍醐天皇の元徳二年六月十五日の繪旨)殊に後醍醐天皇の建武の中興は、鎌倉幕府の顛覆を承けて、從來の宿弊を革め、種々の善政を布かれんとした。彼莊園の本所關係が、神社にも及ぼして、本家領家を生じ、社領の事から、神職の補任迄其干涉するところとなつて、弊害が多かつたから、特に諸國の一二宮に限つて、本家領家の號を停められ、當該神社の直轄とされた如きは其一例である。それにも増した善政は、諸國の關所を悉く停止された事であらう。東大寺文書に「諸關一同被停止」と見えて居る。後世では戰國時代に諸國の領主の關所濫設の後を承けた織田信長が、道路を修築し、橋梁を架設すると共に、關稅を免除した事も、これに相當する善政であつた。これに依つて國民が多大の便宜を得たに反して、深刻なる打撃を受けたものは、それらの寄附を受けて居た神社佛寺であつた。故に東大寺の如きは、兵庫島の升米置石及び三箇津の目鏡が同寺に取つて重要な事情を具して其復活を奏請したけれども、天皇は諸國に通じて停止された以上は、兵庫關に限つて復活を許すは困難であるが、若し他に一箇所でも傍例があれば直に許可しようと仰せられた。元來建武の中興は百五十年も續いた幕府に代つて、所謂公家一統の政治を起すに必要な準備がなかつたのと、種々の事情から、政令が一途に出でなかつた。縦ひ出で、も調査の不充分、情實加味から、一旦出だされた繪旨の召返といふことを、而かも一再ならず行はれて、少からず新政府の威信を傷け、それがやがて顛覆の素

困をなした程である。此關稅の撤廢に至つても亦同様であつて、其後淀關を興福寺に付せられ、湖上關を園城寺に返されたから、東大寺は勅約を楯に、兵庫關及び目錢はもとの如く同寺に於て管領したいと奏請して居る。(建武元年十二月二十五日)恐らく裁可を下されたことであらう。

此諸國關所の撤廢方針は短い建武中興の中にすら斯様に頓挫したのであるから、中興政府それ自身の顛覆と共に、全く葬られて仕舞つた。それから後も、それらの港灣には關稅の徵收が止まなればかりか、關稅の神社寺院に寄附されるの風は、從來よりも一層盛んにもなれば、亂脈にもなつた。而して其關務の如きも、社寺の關係者(寺ならば僧侶の雜掌)の外に、代官職といつて、俗人に一定の收益納入で請負はすようになつては、誅求が一層甚だしきを加へたのである。攝津國江口關所の代官職が孫左衛門家次なるものに付せられたるが如きは其一例である。(御前落居奉書、それも後に僧侶としたとはいへ)併し乍ら他の一方には、幕府の御用船、神社寺院其他の權門の年貢米を運送する年貢船等が、種々の理由の下に、幕府から諸關に宛て、煩なく勘過すべしとの過所の下付を受けて特別免除を許されたものも多く、それらを御判船過所船國料船坏といつた。然るに商人の中には、一種の關稅忌避の手段に利用したものもないではない。例へば石清水八幡宮大山崎神人は荏胡麻を專賣權を與へられて居るものであつて、其荏胡麻は八幡宮の御燈油料であると稱して諸國の關稅を通過するに關稅免除の特典を與へられ、無稅で通過が許されて

居つた。此場合、神人とは神社に對して御燈油料の荏胡麻を納め、一定の神事に携はる以外は、荏胡麻の商人である。石清水八幡宮は畢竟此商人の座の本所であつた。彼等が神人なる稱號を利  
用して、商品に對する脱税の目的を達する手段としたのは言ふ迄もなく不當の事であつたけれど  
もそれが許されて居る。他方又それらの特許を受けた船舶に商品を積んで脱税を圖る不正の船員  
もあつた。故に幕府では年貢の運送に當つた問丸の船頭に向つて、商品を年貢船に積込まぬこと  
を誓はせ、若しそれに違反して、少しでも商品を積んで居た事が發見された場合には、其船を沒  
收することにした。斯様な免税船や脱税船が多くなればなる程、縦ひ港灣に出入する船舶の數は  
多くとも關稅の收入は却て減少を免れぬこともあつたから、關務を管理して居る社寺は、斯る特  
許の制限を望み、幕府は特許を申請する社寺との間に板插みとなつて、苦しい立場に陥り、常に  
一定の方針を守ることが出来なかつた爲め、不得要領の態度を取りつゝあつたことが、港灣の發  
達を阻害もすれば助長もした。